

おくやみハンドブック



北中城村



## ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、  
謹んでお悔やみ申し上げます。

北中城村では、  
ご家族の皆様が届出などをしなければならない、  
村役場を中心とした諸手続きにつきまして、  
少しでもわかりやすく進めていただけるよう  
ハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、  
ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

北中城村役場  
098-935-2233 (代表)



## 身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

|        | 葬儀・法要  | 届出・手続き  | 税金   |
|--------|--|---|--|
| 3カ月以内  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○葬儀・法要の連絡・調整</li> <li>○通夜・葬儀・告別式</li> <li>○初七日</li> <li>○四十九日</li> <li>○納骨</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○死亡届など</li> <li>○健康保険・世帯主変更</li> <li>○年金関係の手続き</li> <li>○公共料金などの手続き</li> <li>○遺言書の調査・遺言書の検認</li> <li>○相続人の調査・確定</li> <li>○相続財産の調査</li> <li>○相続放棄・限定承認</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(35 ページ参照)</li> </ul>                                   |
| 4カ月以内  |  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○所得税の準確定申告 (36 ページ参照)</li> </ul>                        |
| 10カ月以内 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○遺産分割協議 (35 ページ参照)</li> <li>○払戻・解約・名義変更など</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○相続税の申告・納付 (36 ページ参照)</li> <li>○相続税の延納・物納の申請</li> </ul> |
| 1年以内   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○一周忌</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○遺留分侵害額請求</li> </ul>   |  |

北中城村で必要な手続きについては 5 ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

# 死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

役場外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

| 区分                       | ☑                               | 該当事項                             | 詳細ページ |
|--------------------------|---------------------------------|----------------------------------|-------|
| 住民登録                     | <input type="checkbox"/>        | マイナンバーカード、通知カードを持っていた            | P.6   |
|                          | <input type="checkbox"/>        | 印鑑登録をしていた                        |       |
|                          | <input type="checkbox"/>        | 亡くなられた方が世帯主だった                   | P.7   |
| 年金                       | <input type="checkbox"/>        | 国民年金に加入、または受給していた                | P.8   |
|                          | <input type="checkbox"/>        | 厚生年金に加入、または受給していた                |       |
|                          | <input type="checkbox"/>        | 共済年金に加入、または受給していた                | P.9   |
| 保険                       | <input type="checkbox"/>        | 国民健康保険に加入していた                    | P.10  |
|                          | <input type="checkbox"/>        | 後期高齢者医療保険に加入していた                 | P.12  |
| 税金                       | <input type="checkbox"/>        | 村税の納付が済んでいない                     | P.14  |
|                          | <input type="checkbox"/>        | 村民税が課税されていた                      | P.15  |
|                          | <input type="checkbox"/>        | 固定資産を所有していた(所有権移転登記が済んでいない)      | P.16  |
|                          | <input type="checkbox"/>        | 固定資産(未登記家屋)を所有していた               |       |
| <input type="checkbox"/> | 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた | P.17                             |       |
| 介護保険                     | <input type="checkbox"/>        | 65歳以上または介護認定を受けていた               | P.18  |
| 福祉(障がい)                  | <input type="checkbox"/>        | 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた | P.19  |
|                          | <input type="checkbox"/>        | 障害児福祉手当を受給していた                   |       |
|                          | <input type="checkbox"/>        | 特別障害者手当を受給していた                   | P.20  |
|                          | <input type="checkbox"/>        | 自立支援医療受給者証を利用して通院していた            |       |

| 区分          | ☑                        | 該当事項                           | 詳細ページ |
|-------------|--------------------------|--------------------------------|-------|
| 福祉<br>(障がい) | <input type="checkbox"/> | 心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)    | P.21  |
|             | <input type="checkbox"/> | 重度障害者医療費の助成を受けていた              | P.22  |
|             | <input type="checkbox"/> | 児童通所施設を利用していた                  |       |
|             | <input type="checkbox"/> | 障害福祉サービスを利用していた                | P.23  |
|             | <input type="checkbox"/> | 地域生活支援事業を利用していた                | P.24  |
|             | <input type="checkbox"/> | 葬祭扶助(生活保護のうち、火葬に係る費用の補助)を申請したい |       |
| 子ども         | <input type="checkbox"/> | 児童手当を受給していた                    | P.25  |
|             | <input type="checkbox"/> | 児童扶養手当を受給していた                  |       |
|             | <input type="checkbox"/> | 特別児童扶養手当を受給していた                | P.26  |
|             | <input type="checkbox"/> | 子ども医療費助成受給券を交付されていた            | P.27  |
|             | <input type="checkbox"/> | 母子及び父子家庭等医療費助成受給者証を交付されていた     |       |
| 上下水道        | <input type="checkbox"/> | 上下水道を使用していた                    | P.28  |
| その他         | <input type="checkbox"/> | ごみを処理したい                       | P.29  |
|             | <input type="checkbox"/> | 犬を飼っていた                        |       |
|             | <input type="checkbox"/> | 公営墓地を使用していた                    | P.30  |
|             | <input type="checkbox"/> | 農地の相続                          |       |
|             | <input type="checkbox"/> | 道路を占用していた                      | P.31  |
|             | <input type="checkbox"/> | 里道・水路・村有地を占用していた               |       |



## 2. 住民登録に関する手続き

### マイナンバーカード、通知カードを持っていた

#### 手続き カードの返納（任意）

| 手続き詳細  | 期 限                     |
|--|-------------------------|
| 亡くなられた方がマイナンバーカード、通知カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。<br>カード返納の義務はありませんが、役場の窓口に戻納することも可能です。<br>※返納後は、亡くなられた方のマイナンバーを確認することができませんので、 <u>すべてのお手続きが完了してから返納いただくか、番号を控えておくこと</u> をお勧めします。 | なし                      |
|  | 手続き可能な人<br>どなたでも可       |
| 必要なもの  | 問い合わせ先                  |
| <input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード、通知カード   | 住民生活課<br>☎ 098-935-2242 |

### 印鑑登録をしていた

#### 手続き 印鑑登録証（カード）の返納または破棄

| 手続き詳細   | 期 限                     |
|---|-------------------------|
| 亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって廃止となります。<br>同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返納または破棄してください。 | なし                      |
|   | 手続き可能な人<br>どなたでも可       |
| 必要なもの   | 問い合わせ先                  |
| <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）   | 住民生活課<br>☎ 098-935-2242 |



### 3. 年金に関する手続き

#### 国民年金に加入、または受給していた

##### 手続き 必要な手続きの確認

| 手続き詳細  | 期 限                           |
|--|-------------------------------|
| 亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの及び来庁者の本人確認書類を準備の上、必要な手続きの確認をしてください。<br>※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、村役場へお問い合わせください。 | お問い合わせください。                   |
|  | 手続き可能な人<br>お問い合わせください。        |
| 必要なもの  | 問い合わせ先                        |
| <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの<br><input type="checkbox"/> 来庁者の本人確認書類   | 住民生活課 住民年金係<br>☎ 098-935-2242 |

#### 厚生年金に加入、または受給していた

##### 手続き 必要な手続きの確認

| 手続き詳細  | 期 限                       |
|--|---------------------------|
| 亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号がわかるものを準備の上、事前にお問い合わせください。<br>※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、コザ年金事務所へお問い合わせください。 | お問い合わせください。               |
|  | 手続き可能な人<br>お問い合わせください。    |
| 必要なもの  | 問い合わせ先                    |
| <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの  | コザ年金事務所<br>☎ 098-933-2267 |

### 3. 年金に関する手続き

#### 共済年金に加入、または受給していた

##### 手続き 必要な手続きの確認

| 手続き詳細   | 期 限                    |
|---|------------------------|
| 亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方の基礎年金番号のわかるものを準備の上、事前にお問い合わせください。 | お問い合わせください。            |
|   | 手続き可能な人<br>お問い合わせください。 |
| 必要なもの   | 問い合わせ先                 |
| <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの   | 各共済組合                  |

MEMO

## 4. 保険に関する手続き

### 国民健康保険に加入していた

#### 手続き① 保険証の返却

| 手続き詳細   | 期 限                             |
|---|---------------------------------|
| 被保険者が亡くなられた場合、不正使用などを防ぐために被保険者証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれかの返却をお願いします。<br>※お亡くなりになられた方が世帯主で、世帯員の方が国民健康保険に加入されている場合は、世帯主変更の手続きが必要ですので健康保険課にてお手続きをお願いします。  | 14日以内                           |
|   | 手続き可能な人                         |
|   | 同世帯の方（亡くなられた方が一人世帯だった場合はどなたでも可） |
| 必要なもの   | 問い合わせ先                          |
| <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険者証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか<br><input type="checkbox"/> 来庁者の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）<br><input type="checkbox"/> 世帯員の方の国民健康保険被保険者証、資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか（お亡くなりになられた方が世帯主の場合） | 健康保険課<br>☎ 098-935-2267         |

#### 手続き② 葬祭費の申請

| 手続き詳細   | 期 限                     |
|---|-------------------------|
| 被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費（20,000円）が支給されます。<br>※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3カ月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。  | 葬祭を行った日の翌日から2年以内        |
|   | 手続き可能な人                 |
|   | 葬祭執行者                   |
| 必要なもの   | 問い合わせ先                  |
| <input type="checkbox"/> 来庁者の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）<br><input type="checkbox"/> 葬祭執行者の通帳またはキャッシュカード<br><input type="checkbox"/> 葬祭執行者を証明する書類（会葬礼状・新聞広告など）<br><input type="checkbox"/> 火葬・葬儀（両方）の領収証<br>（宛名が葬祭執行者になっていること、フルネームでの記載）<br><input type="checkbox"/> 葬祭執行者以外の方が届出する場合は葬祭執行者からの委任状<br>※別途、約定書が必要な場合があります。 | 健康保険課<br>☎ 098-935-2267 |

## 4. 保険に関する手続き

### 国民健康保険に加入していた

#### 手続き③ 高額療養費の申立て申請

| 手続き詳細  | 期 限                     |
|--|-------------------------|
| 被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。   | 2年以内                    |
|  | 手続き可能な人                 |
|  | 相続人                     |
| 必要なもの  | 問い合わせ先                  |
| <input type="checkbox"/> 来庁者の身分証明書<br>(運転免許証、マイナンバーカードなど)<br><input type="checkbox"/> 相続人の通帳またはキャッシュカード<br><input type="checkbox"/> 医療機関発行の領収証<br><input type="checkbox"/> 相続人確認ができる戸籍謄本等<br>(住民票上同じ世帯であった場合は不要)<br><input type="checkbox"/> 約定書 | 健康保険課<br>☎ 098-935-2267 |

#### 手続き④ 相続人による送付先変更届の提出

| 手続き詳細  | 期 限                     |
|--|-------------------------|
| 後日、村より亡くなられた方の生前のご住所に保険税の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。<br>独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。<br>なお、既に送付先変更届を提出されていて、亡くなられた後も送付先に変更がない方は、改めて同届を提出する必要はございません。<br>※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ送付先変更届を郵送でお送りします。 | できるだけ速やかに               |
|  | 手続き可能な人                 |
|  | 相続人                     |
| 必要なもの  | 問い合わせ先                  |
| <input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類<br>法定相続人の場合：戸籍謄本の写しなど<br>指定相続人の場合：遺言書の写しなど   | 健康保険課<br>☎ 098-935-2267 |

## 後期高齢者医療保険に加入していた

### 手続き① 保険証の返却

| 手続き詳細  | 期 限                     |
|--|-------------------------|
| 被保険者が亡くなられた場合、不正使用などを防ぐために被保険者証、資格確認証のいずれかの返却をお願いします。    | 14日以内                   |
|  | 手続き可能な人                 |
|  | どなたでも可                  |
| 必要なもの  | 問い合わせ先                  |
| <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証、資格確認証のいずれか | 健康保険課<br>☎ 098-935-2267 |

### 手続き② 葬祭費の申請

| 手続き詳細  | 期 限              |
|--|------------------|
| 被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(20,000円)が支給されます。                    | 葬祭を行った日の翌日から2年以内 |
| 必要なもの  | 手続き可能な人          |
| <input type="checkbox"/> 葬祭執行者を証明する書類(会葬礼状・葬祭領収書・火葬領収書・新聞広告など) | 葬祭執行者またはご家族様     |
| <input type="checkbox"/> 葬祭執行者の通帳またはキャッシュカード                   | 問い合わせ先           |
| <input type="checkbox"/> 来庁者の身分証明書(運転免許証・マイナンバーカードなど)          | 健康保険課            |
| ※領収書は宛名が葬祭執行者になっていること(フルネームでの記載)                               | ☎ 098-935-2267   |

### 手続き③ 高額療養費の申立て申請

| 手続き詳細   | 期 限            |
|---|----------------|
| 被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。            | 2年以内           |
| 必要なもの   | 手続き可能な人        |
| <input type="checkbox"/> 相続人の通帳またはキャッシュカード                    | 相続人            |
| <input type="checkbox"/> 来庁者の身分証明書(運転免許証・マイナンバーカードなど)         | 問い合わせ先         |
| <input type="checkbox"/> 相続人確認ができる戸籍謄本等<br>(住民票上同じ世帯である場合は不要) | 健康保険課          |
|   | ☎ 098-935-2267 |



## 5. 税金に関する手続き

### 村税の納付が済んでいない

#### 手続き① 納付に係る手続き

| 手続き詳細   | 期 限                   |
|---|-----------------------|
| 亡くなられた方の村税の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。 | 納税通知書に記載の納付期限まで       |
|   | 手続き可能な人<br>相続人        |
| 必要なもの   | 問い合わせ先                |
| <input type="checkbox"/> 納税通知書  | 税務課<br>☎ 098-935-2243 |

#### 手続き② 口座振替停止の手続き

| 手続き詳細  | 期 限                   |
|--|-----------------------|
| 亡くなられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、窓口または電話にて口座振替の停止を申し出てください。 | なし                    |
|  | 手続き可能な人<br>相続人        |
| 必要なもの  | 問い合わせ先                |
| なし   | 税務課<br>☎ 098-935-2243 |

MEMO



## 固定資産を所有していた（所有権移転登記が済んでいない）

### 手続き 相続人代表者指定（変更）届の提出

| 手続き詳細  | 期 限   |
|--|---|
| <p>固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税などの管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出になります。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいる方は、税務課への届出は不要です。</p> <p>※所有権移転登記が済んでいない方は、別途法務局でのお手続きをお願いします。</p>  | <p><b>相続が発生した年内</b></p> <p>※郵送で相続人代表者指定（変更）届が届いた方は約2週間以内</p>                              |
|  | <p>手続き可能な人</p> <p>相続人代表者となる方<br/>※その他の相続の方が代理申請も可能</p>                                    |
| 必要なもの  | 問い合わせ先  |
| <p><b>【所有権移転登記が年内に完了する場合】</b></p> <p>原則不要</p> <p><b>【所有権移転登記が年内に完了しない場合】</b></p> <p>被相続人の戸籍謄本など（出生から死亡までのもの）、遺産分割協議書（作成している場合）と併せて下記の書類</p> <p><input type="checkbox"/> 法定相続人の方→代表者の住民票（村内在住の方は省略可）</p> <p><input type="checkbox"/> 法定相続人以外の方への遺贈がある場合→公正証書、遺言書の写しなど</p> <p><input type="checkbox"/> 相続放棄をされた方がいる場合→相続放棄申述受理証明書の写し</p> | <p>税務課<br/>☎ 098-935-2243</p> <p>管轄の法務局<br/>那覇地方法務局<br/>宜野湾出張所<br/>☎ 098-898-5454（代表）</p> |

## 固定資産（未登記家屋）を所有していた

### 手続き 未登記家屋所有者申告書の提出

| 手続き詳細   | 期 限                           |
|---|-------------------------------|
| <p>未登記家屋を持つ納税義務者が亡くなられた場合、相続人へ名義を変更する届出になります。</p>   | <p><b>亡くなられた日の年内</b></p>      |
|   | <p>手続き可能な人</p> <p>新所有者</p>    |
| 必要なもの   | 問い合わせ先                        |
| <p><input type="checkbox"/> 未登記家屋所有者申告書</p> <p><input type="checkbox"/> 遺産分割協議書の写しなど</p> <p>（詳細は「未登記家屋所有者申告書」の裏面をご覧ください。）</p> | <p>税務課<br/>☎ 098-935-2243</p> |

## 5. 税金に関する手続き

### 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

#### 手続き① 廃車の手続き

| 手続き詳細  | 期 限  |
|--|--|
| 亡くなられた方の名義の車両(ナンバープレート)を相続しない場合は、必ず廃車(ナンバープレートの返納)の手続きをしてください。   | 亡くなられた日から<br>30日以内   |
| 必要なもの  | 手続き可能な人  |
| <input type="checkbox"/> ナンバープレート<br><input type="checkbox"/> 標識交付証明書<br><input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類<br><input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本など)<br><input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ: 相続人からの委任状 | ①相続人<br>②その他の方<br>※②の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。 |
|  | 問い合わせ先   |
|  | 税務課<br>☎ 098-935-2243                                      |

#### 手続き② 相続人への名義変更

| 手続き詳細   | 期 限  |
|---|--|
| 亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。<br>※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。   | 亡くなられた日から<br>15日以内   |
| 必要なもの   | 手続き可能な人  |
| <input type="checkbox"/> 標識交付証明書<br><input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類<br><input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本など)<br><input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ: 相続人からの委任状 | ①相続人<br>②その他の方<br>※②の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。 |
|   | 問い合わせ先   |
|   | 税務課<br>☎ 098-935-2243                                      |

## 6. 介護保険に関する手続き

### 65歳以上または介護認定を受けていた

#### 手続き① 証書の返還

| 手続き詳細   | 期 限                   |
|---|-----------------------|
| 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証及び、介護保険負担限度額認定証など、沖縄県介護保険広域連合が交付した証書は、すべて返還してください。   | なし                    |
|   | 手続き可能な人<br>どなたでも可     |
| 必要なもの   | 問い合わせ先                |
| <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証<br><input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証<br><input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証 | 福祉課<br>☎ 098-935-2263 |

MEMO

## 7. 福祉（障がい）に関する手続き

### 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

#### 手続き 手帳の返還

| 手続き詳細   | 期 限                   |
|---|-----------------------|
| 亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または、療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。    | なし                    |
|   | 手続き可能な人<br>どなたでも可     |
| 必要なもの   | 問い合わせ先                |
| <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、<br>精神障害者保健福祉手帳または療育手帳 | 福祉課<br>☎ 098-935-2263 |

### 障害児福祉手当を受給していた

#### 手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

| 手続き詳細  | 期 限                   |
|--|-----------------------|
| 亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。 | 死亡日から14 日以内           |
|  | 手続き可能な人<br>親族         |
| 必要なもの  | 問い合わせ先                |
| <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの                   | 福祉課<br>☎ 098-935-2263 |

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

## 特別障害者手当を受給していた

手続き

特別障害者手当資格喪失届の提出  
(未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

| 手続き詳細   | 期 限                   |
|---|-----------------------|
| 亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。同居している配偶者または扶養義務者がいる場合、未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。 | 死亡日から14 日以内           |
|   | 手続き可能な人<br>親族         |
| 必要なもの   | 問い合わせ先                |
| <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの  | 福祉課<br>☎ 098-935-2263 |

## 自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き

自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

| 手続き詳細   | 期 限                   |
|---|-----------------------|
| 亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。<br>自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。 | 速やかに                  |
|   | 手続き可能な人<br>どなたでも可     |
| 必要なもの   | 問い合わせ先                |
| <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証<br>(更生医療・精神通院・育成医療)                       | 福祉課<br>☎ 098-935-2263 |

MEMO

## 7. 福祉（障がい）に関する手続き

### 心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

#### 【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

##### 手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

| 手続き詳細   | 期 限                          |
|---|------------------------------|
| 掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。   | 掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内     |
|   | 手続き可能な人                      |
|   | 年金を受給する方または、扶養年金管理者          |
| 必要なもの   | 問い合わせ先                       |
| <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書<br><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票除票<br><input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票<br><input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの | 沖縄県中部福祉事務所<br>☎ 098-989-6603 |

#### 【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

##### 手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

| 手続き詳細   | 期 限                          |
|---|------------------------------|
| 亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。  | 受給予定者が亡くなられた日から3年以内          |
|   | 手続き可能な人                      |
|   | 年金加入者または、扶養年金管理者             |
| 必要なもの   | 問い合わせ先                       |
| <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票除票<br><input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票<br><input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの | 沖縄県中部福祉事務所<br>☎ 098-989-6603 |

## 重度障害者医療費の助成を受けていた

手続き

重度障害者医療費助成受給券の返却及び、資格喪失届、相続人指定届、口座振替（銀行振込）の手続き

| 手続き詳細   | 期 限                                      |
|---|--|
| 亡くなられた方が重度障害者医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未請求分の医療費領収書があれば請求の手続きが必要です。   | できるだけ速やかに<br>(未請求分の医療費領収書は、診療日の翌月から1年以内) |
|   | 手続き可能な人                                  |
|   | 相続人                                      |
| 必要なもの   | 問い合わせ先                                   |
| <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度障害者医療費助成受給者証<br><input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書（診療日の翌月から1年以内）<br><input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの及び相続人の身分証 | 福祉課<br>☎ 098-935-2263                    |

## 児童通所施設を利用していた

手続き

通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

| 手続き詳細  | 期 限                   |
|--|-----------------------|
| 亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなられた場合には通所受給者証の返却となります。 | 速やかに                  |
|  | 手続き可能な人               |
|  | どなたでも可                |
| 必要なもの  | 問い合わせ先                |
| <input type="checkbox"/> 通所受給者証  | 福祉課<br>☎ 098-935-2263 |

MEMO



## 地域生活支援事業を利用していた

### 手続き 地域生活支援サービス受給者証の支給決定保護者の変更または返却

| 手続き詳細   | 期 限                   |
|---|-----------------------|
| 亡くなられた方が地域生活支援事業を受給していた場合、死亡日をもって地域生活支援事業受給者証の返却または保護者変更となります。また、受給している児童が亡くなられた場合には地域生活支援事業受給者証の返却となります。 | 速やかに                  |
|   | 手続き可能な人<br>どなたでも可     |
| 必要なもの   | 問い合わせ先                |
| <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の地域生活支援事業受給者証   | 福祉課<br>☎ 098-935-2263 |

## 葬祭扶助（生活保護のうち、火葬に係る費用の補助）を申請したい

### 手続き 葬祭扶助の申請

| 手続き詳細   | 期 限  |
|---|--|
| 生活保護受給者またはそれと同程度の資産の方が亡くなられた際、福祉葬（火葬のみ）を行うための費用について生活保護費として支給できる場合があります。<br>※詳細は火葬実施前にお問い合わせください。 | 火葬実施前（可能な限り葬祭業者との契約前）にご相談ください。               |
|   | 手続き可能な人<br>喪主（予定）となる方                        |
| 必要なもの   | 問い合わせ先                                       |
| <b>【喪主が扶養義務者の場合の葬祭扶助の申請】</b><br>※喪主（予定含む。）となる方のお住まいの市町村生活保護担当課へお問い合わせください。                        | 福祉課<br>☎ 098-935-2263<br>沖縄県中部福祉事務所<br>生活保護班 |
| <b>【第三者による葬祭扶助の申請】</b><br>※亡くなられた方が居住していた市町村の生活保護担当課へお問い合わせください。                                  | ☎ 098-938-9709                               |

## 8. 子どもに関する手続き

### 児童手当を受給していた

#### 手続き 受給者変更の手続き

| 手続き詳細   | 期 限                                |
|---|------------------------------------|
| 児童手当の受給者が亡くなられた場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更につき、手続きが必要となります。   | 原則、受給者が亡くなられた日の翌日から数えて、15日以内       |
| 必要なもの   | 手続き可能な人                            |
| <b>【受給予定者の場合】</b><br><input type="checkbox"/> 健康保険証<br><input type="checkbox"/> 金融機関の通帳または、キャッシュカード<br><input type="checkbox"/> 印鑑<br><input type="checkbox"/> 本人確認書類 | 受給者が亡くなられた後、対象児童を監護する方             |
| <b>【未支払いの手当がある場合】</b><br><input type="checkbox"/> お子様名義の通帳または、キャッシュカード  | 問い合わせ先<br>こども未来課<br>☎ 098-935-2230 |

### 児童扶養手当を受給していた

#### 手続き 受給者資格喪失届提出

| 手続き詳細  | 期 限   |
|--|---|
| 受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未支払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。          | 14日以内                                       |
| 必要なもの  | 問い合わせ先                                      |
| <input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類<br><input type="checkbox"/> 手続きを行う方の印鑑 | 手続き可能な人<br>親族など<br>こども未来課<br>☎ 098-935-2230 |

## 特別児童扶養手当を受給していた

### 【保護者が亡くなられた場合】

**手続き** 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出  
 (未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、  
 受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

| 手続き詳細  | 期 限                      |
|--|--------------------------|
| 亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。  | 死亡日から14 日以内              |
|  | 手続き可能な人                  |
|  | 親族                       |
| 必要なもの  | 問い合わせ先                   |
| <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写しまたは、戸籍抄本<br>(受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可)<br><input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、対象児童の振込口座の通帳写し<br><input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し<br><input type="checkbox"/> 印鑑 | こども未来課<br>☎ 098-935-2230 |

### 【児童が亡くなられた場合】

**手続き** 特別児童扶養手当資格喪失届(または額改定届)の提出  
 (未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出)

| 手続き詳細   | 期 限                      |
|---|--------------------------|
| 亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。 | 死亡日から14 日以内              |
|   | 手続き可能な人                  |
|   | 児童の保護者                   |
| 必要なもの   | 問い合わせ先                   |
| <input type="checkbox"/> 印鑑   | こども未来課<br>☎ 098-935-2230 |

## 8. 子どもに関する手続き

### 子ども医療費助成受給券を交付されていた

#### 手続き 受給者証の返納、喪失届提出の手続き

| 手続き詳細   | 期 限                      |
|---|--------------------------|
| 子ども医療費助成受給者証を交付していた児童が亡くなった場合、その児童の受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。             | なし                       |
|   | 手続き可能な人<br>児童の保護者        |
| 必要なもの   | 問い合わせ先                   |
| <input type="checkbox"/> 児童の子ども医療費助成受給者証<br><input type="checkbox"/> 手続きを行う方の本人確認書類 | こども未来課<br>☎ 098-935-2230 |

### 母子及び父子家庭等医療費助成受給者証を交付されていた

#### 手続き 受給者証の返納の手続き

| 手続き詳細   | 期 限   |
|---|---|
| 母子及び父子家庭等医療費助成受給者証を交付していた方が亡くなった場合、その受給者証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。                     | なし  |
|   | 手続き可能な人<br>【児童が亡くなった場合】<br>児童の保護者<br>【保護者が亡くなった場合】<br>ご家族の方 |
| 必要なもの   | 問い合わせ先  |
| <input type="checkbox"/> 亡くなった方の母子及び父子家庭等医療費助成受給者証<br><input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 | こども未来課<br>☎ 098-935-2230                                    |

## 9. 上下水道に関する手続き

### 上下水道を使用していた

#### 手続き 名義変更または閉栓手続き

| 手続き詳細                                | 期 限                            |
|--------------------------------------|--------------------------------|
| 亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。 | 速やかに                           |
|                                      | 手続き可能な人<br>親族または同居者が望ましい       |
| 必要なもの                                | 問い合わせ先                         |
| なし                                   | 上下水道課<br>総務係<br>☎ 098-935-2270 |

MEMO

## 10. その他の手続き

### ごみを処理したい

#### 手続き 遺品整理にともなう片付けごみの処理

| 手続き詳細   | 期 限   |
|---|---|
| 1.通常のごみ収集と同じように出す（分別し、指定ごみ袋を使用）<br>2.ご遺族の方が分別して中間処理場（青葉苑）に搬入する。<br>※出すことのできるごみについては「北中城村のごみの分け方ハンドブック」をご確認ください。 | できるだけ速やかに                                     |
|   | 手続き可能な人                                       |
|   | 亡くなられた方の親族                                    |
| 必要なもの   | 問い合わせ先  |
| なし  | 住民生活課 環境対策係<br>☎ 098-935-2242<br>(内線 138・139) |

### 犬を飼っていた

#### 手続き 犬の登録事項変更等届出書

| 手続き詳細   | 期 限   |
|---|---|
| 亡くなられた方が飼っていた犬の新しい飼い主が変更届をおこなう。<br>※村外の方に譲渡した場合は、飼い犬の所在する自治体に届出       | 所有者となった日から<br>30日以内                           |
|   | 手続き可能な人                                       |
|   | 犬の(新) 飼い主                                     |
| 必要なもの   | 問い合わせ先  |
| <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の飼っていた犬の鑑札、または犬の登録情報がわかるもの（役所からの通知など） | 住民生活課 環境対策係<br>☎ 098-935-2242<br>(内線 138・139) |

MEMO

## 公営墓地を使用していた

### 手続き 公営墓地の使用権継承許可申請、公営墓地施設返還届

| 手続き詳細  | 期 限   |
|--|---|
| ※返還の際は届出後、速やかに既存の墓を撤去し原状回復に努めてください。  | できるだけ速やかに                                     |
|  | 手続き可能な人                                       |
|  | 亡くなられた方の親族                                    |
| 必要なもの  | 問い合わせ先  |
| <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の戸籍謄本<br>(亡くなられた方と承継する方の続柄がわかるもの)<br><input type="checkbox"/> 継承する方の印鑑<br><input type="checkbox"/> 公営墓地使用許可証 | 住民生活課 環境対策係<br>☎ 098-935-2242<br>(内線 138・139) |

## 農地の相続

### 手続き 権利の届出

| 手続き詳細   | 期 限                                     |
|---|---|
| 権利の届出<br>①相続(遺産分割、包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を含む)<br>②法人の合併・分割<br>③原始取得(時効取得、共有者の持分放棄による取得など) | 10カ月以内<br>手続き可能な人                       |
|   | 当事者<br>(権利を移転・設定する者《譲渡人》と権利を取得する者《譲受人》) |
| 必要なもの   | 問い合わせ先                                  |
| <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類   | 農業委員会<br>☎ 098-935-2260                 |

## 10. その他の手続き

### 道路を占有していた

#### 手続き 占有許可の廃止または継続の手続き

| 手続き詳細  | 期 限                       |
|--|---------------------------|
| 占有を廃止する場合は道路占有廃止届の提出を、占有を継続したい場合は道路占有承継届の提出を行ってください。添付書類として、占有許可書の写しが必要です。<br>※詳細は事前にお問い合わせください。   | できるだけ速やかに                 |
|  | 手続き可能な人                   |
|  | どなたでも可                    |
| 必要なもの  | 問い合わせ先                    |
| <b>【占有の廃止】</b><br><input type="checkbox"/> 道路占有廃止届 及び 道路占有許可書の写し<br><b>【占有の継続】</b><br><input type="checkbox"/> 道路占有承継届 及び 道路占有許可書の写し<br>※詳細は事前にお問い合わせください。 | 建設課 建設係<br>☎ 098-935-2268 |

### 里道・水路・村有地を占有していた

#### 手続き 占有許可の廃止または継続の手続き

| 手続き詳細   | 期 限                       |
|---|---------------------------|
| 占有を廃止する場合は法定外公共物占有返地届の提出を、占有を継続したい場合は法定外公共物占有権承継届の提出を行ってください。添付書類として、占有許可書の写しが必要です。<br>※詳細は事前にお問い合わせください。   | できるだけ速やかに                 |
|   | 手続き可能な人                   |
|   | どなたでも可                    |
| 必要なもの   | 問い合わせ先                    |
| <b>【占有の廃止】</b><br><input type="checkbox"/> 法定外公共物占有返地届 及び 法定外公共物占有等許可書の写し<br><b>【占有の継続】</b><br><input type="checkbox"/> 法定外公共物占有権承継届 及び 法定外公共物占有等許可書の写し<br>※詳細は事前にお問い合わせください。 | 建設課 建設係<br>☎ 098-935-2268 |

## 亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

| 項目              | 期 日  | 備 考  |
|-----------------|------|--|
| 死亡退職届の提出        | 速やかに | 故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。  |
| 身分証明書(社員証など)の返却 |      | 勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。  |
| 国民健康保険などへの加入    |      | 被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。   |
| 最終給与、退職金などの請求   |      | 預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。  |
| 埋葬料の請求          | 2年以内 | 協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。   |
| 遺族厚生年金の請求       | 5年以内 | <p><b>【必要なもの】</b><br/>遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得の証明書、住民票のコピー、受取人の印鑑、振込先口座番号</p> <p><b>【手続き先】</b><br/>故人の勤務先を所管する社会保険事務所</p> <p><b>【その他】</b><br/>遺族厚生年金の受給者には国民年金の遺族基礎年金も支給されます。</p> |



## 少し落ち着いてから行う役場外での手続きチェックリスト

| 該当事項      | <input checked="" type="checkbox"/> | 主な手続き                     | 問い合わせ先  |
|-----------|-------------------------------------|---------------------------|---|
| 運転免許証     | <input type="checkbox"/>            | 返納手続き                     | 警察署<br>運転免許センター   |
| 預貯金口座など   | <input type="checkbox"/>            | 口座凍結解除の手続き                | 各金融機関   |
| 生命保険など    | <input type="checkbox"/>            | 死亡保険金の請求、<br>入院給付金の請求など   | 加入していた生命保険会社<br>または代理店                                    |
| 損害保険など    | <input type="checkbox"/>            | 名義変更、解約など                 | 加入していた損害保険会社<br>または代理店                                    |
| 国税        | <input type="checkbox"/>            | 相続税の手続き<br>所得税・消費税申告など    | 所轄の税務署<br>沖縄税務署<br><b>☎ 098-938-0031</b><br>※自動音声でご案内します。 |
| 不動産登記     | <input type="checkbox"/>            | 土地・家屋などの所有者<br>移転（相続）登記など | 土地の所在する<br>所轄の法務局   |
| クレジットカード  | <input type="checkbox"/>            | 解約                        | 各契約会社   |
| 固定電話、携帯電話 | <input type="checkbox"/>            | 契約継承、解約                   |   |
| インターネット   | <input type="checkbox"/>            | 名義変更、解約                   |   |
| 電気・ガス     | <input type="checkbox"/>            |                           |   |
| ケーブルテレビ   | <input type="checkbox"/>            |                           |   |
| NHK 受信料   | <input type="checkbox"/>            |                           |   |

※手続きに必要な書類の中には、役場で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせをいただいてから、役場にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

# 相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

役場外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

| ☑ | 項目                 | 期 日   | 備 考  |
|---|--------------------|-------|--|
| ☐ | 相続人の調査・確定          | 速やかに  | 相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。                               |
| ☐ | 遺言書の調査             |       | 自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。<br>公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。  |
| ☐ | 遺言書の検認             |       | 法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。  |
| ☐ | 相続財産の調査            |       | 被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。 |
| ☐ | 遺産分割協議<br>(協議書の作成) |       | 共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。  |
| ☐ | 相続放棄・限定承認          | 3カ月以内 | 被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。  |

| <input checked="" type="checkbox"/> | 項目        | 期日     | 備考   |
|-------------------------------------|-----------|--------|--|
| <input type="checkbox"/>            | 所得税の準確定申告 | 4カ月以内  | 被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に申告と納税をしなければなりません。 |
| <input type="checkbox"/>            | 相続税の申告・納付 | 10カ月以内 | 各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。<br>基礎控除額＝<br>3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数               |

## 各種相談窓口

| 項目       | 開催日                   | 場所  |
|----------|-----------------------|---|
| 税に関する相談  | 毎月1回<br>(予約制)         | 予約先：北中城村役場総務課<br>☎ 098-935-2233<br>(内線 216) |
| 法律に関する相談 | 毎月1回<br>(予約制)         | 予約先：北中城村役場総務課<br>☎ 098-935-2233<br>(内線 216) |
| 心配ごと相談   | 月曜日～金曜日<br>午前10時～午後4時 | 北中城村社会福祉協議会<br>☎ 098-935-4755               |

MEMO

# 家系図 (3親等内の親族)

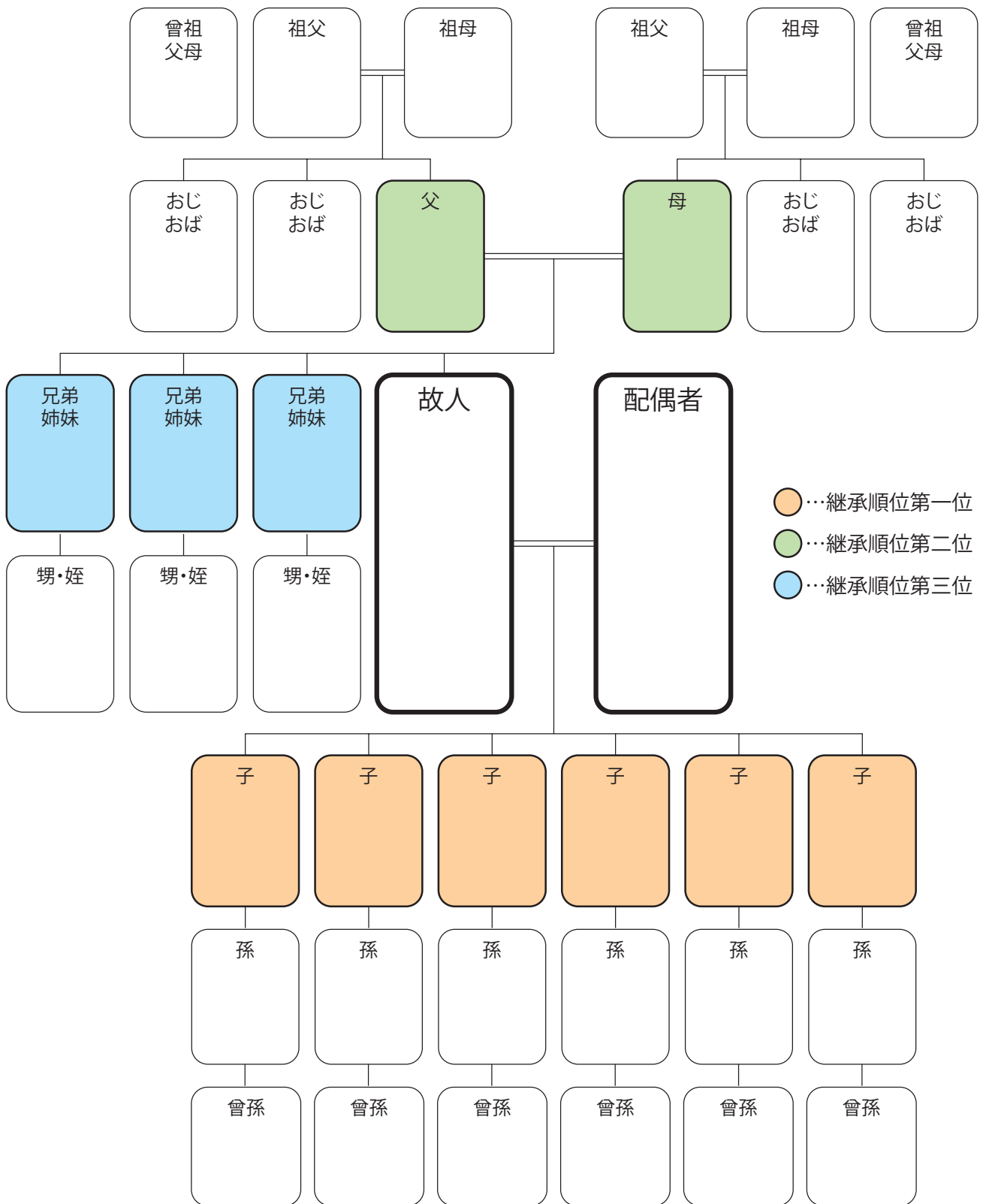
チェックリスト

各種手続き

役場外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP ([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) をご覧ください。

# 故人の財産について

|           |        |         |        |    |
|-----------|--------|---------|--------|----|
| 不動産       | 所在地    | 名義人     | 持ち分    | 備考 |
|           |        |         |        |    |
|           |        |         |        |    |
| 預貯金       | 金融機関名  | 支店名     | 金額     | 備考 |
|           |        |         |        |    |
|           |        |         |        |    |
| その他の資産    | 名称     | 内容      | 保管場所など | 備考 |
|           |        |         |        |    |
|           |        |         |        |    |
| 借入金・ローン   | 借入先    | 金額      | 返済方法   | 備考 |
|           |        |         |        |    |
|           |        |         |        |    |
| 生命保険・損害保険 | 保険会社   | 種類・内容   | 受取人    | 備考 |
|           |        |         |        |    |
|           |        |         |        |    |
| 公的年金      | 基礎年金番号 | 種類      | 受給金額   | 備考 |
|           |        |         |        |    |
|           |        |         |        |    |
| 個人年金・企業年金 | 名称     | 番号・記号など | 受給金額   | 備考 |
|           |        |         |        |    |
|           |        |         |        |    |
| その他       |        |         |        |    |
|           |        |         |        |    |
|           |        |         |        |    |

チェックリスト

各種手続き

役場外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

# 法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

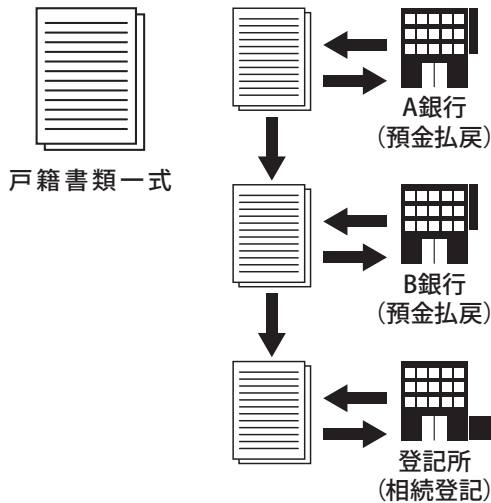
## 法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

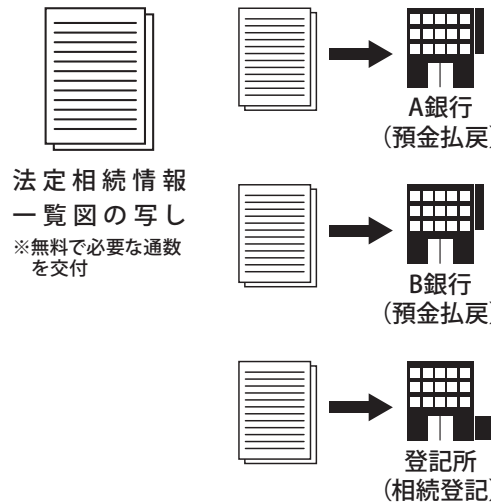
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

### 法定相続情報証明制度

#### 利用しない場合



#### 利用する場合



#### POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

### 制度の概要

#### ① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



#### ② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸籍謄本などを返却します。



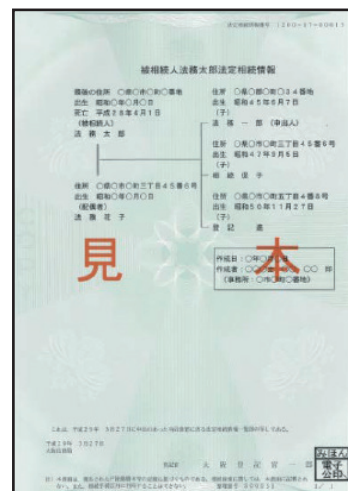
#### ③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

#### POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

MEMO

チェックリスト

各種手続き

役場外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

# 備えて安心！令和6年4月1日から 相続登記が義務化されました



Q 1 知りませんでした！ 不動産（土地・建物）の相続登記が義務化されたのは、なぜですか？

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺環境悪化や公共工事の阻害など、社会問題になっています。

この問題解決のため、令和3年に法律が改正され、**これまで任意だった相続登記が義務化される**ことになりました。

Q 2 相続登記の義務化とは、どういう内容ですか？

相続人は、**不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内**に、相続登記をすることが法律上の義務になりました。法務局に申請する必要があります。

**正当な理由がないのに相続登記をしない場合**、10万円以下の**過料が科される可能性**があります。

**遺産分割の話合い**で不動産を取得した場合も、別途、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。

Q 3 義務化が始まったのは、いつからですか？

**令和6年4月1日から**相続登記の申請が義務化されています。

また、**令和6年4月1日より前に相続した不動産**も、相続登記がされていないものは、**義務化の対象**になります（3年間の猶予期間があります。）ので、要注意です。

# Q 4 不動産を相続した場合、どう対応すれば良いですか？ 新制度のペナルティが不安なのですが。

相続人の間で**早めに遺産分割の話し合い**を行い、不動産を取得した場合には、その結果に基づいて法務局に、**相続登記**をする必要があります。

早期の遺産分割が難しい場合には、今回新たに作られた「**相続人申告登記**」という簡便な手続（※）を法務局にとって、義務を果たすこともできます。

※相続人申告手続は、戸籍などを提出して、自分が相続人であることを申告する、簡易な手続です。

遺産分割の話し合いがまとまった



遺産分割の結果に基づく**相続登記**  
不動産の相続を知った日から**3年以内**にする必要(※)

早期に遺産分割をすることが困難



**相続人申告登記**  
不動産の相続を知った日から**3年以内**にする必要(※)

※令和6年4月1日より前に相続した不動産は、令和9年3月31日までにする必要

- 詳しくは**東京法務局**又は**法務省ホームページ**をご覧ください。

### 東京法務局ホームページ

登記手続のご案内や「**相続登記ガイドブック**」を掲載しています。



### 法務省ホームページ

新制度を紹介する漫画等を掲載しています。



- 専門家(司法書士・土地家屋調査士)**に相談したい場合は、こちらをご覧ください。

### 東京司法書士会ホームページ

(司法書士は相続登記の

専門家です。

無料相談会のご案内はこちら)



### 東京土地家屋調査士会ホームページ

(土地の境界や分筆

登記、未登記建物の

登記手続などに関するご案内はこちら)



# 故人のご冥福を心よりお祈りいたします



相続不動産のお悩みは私たちてるまさリースにご相談ください。直接買取、リースバックも可能です。地域につくす、地元の不動産会社へお任せください。

## このようなお悩みはございませんか？

- ✓ 相続の手続きについて知りたい
- ✓ 急な相続で時間が足りない
- ✓ 相続費用を捻出したい
- ✓ 不動産の処分に困っている
- ✓ 相続した不動産を管理できない
- ✓ 売却したいけど仏壇があるのですぐに手放せない

査定  
無料

お支払い最短

5日

※状況により異なります。

仲介手数料

不要

収益  
物件  
対応可

軍用地  
対応可



お家を売却した後も遺品を整理する期間がほしいなど、ご事情に合わせてリースバックも可能です。



てるまさリース

TEL 098-943-4355

株式会社てるまさリース

平日 9:00～17:00 (土曜日・日曜日・祝日・年末年始はお休み) 担当：嘉数 (カカズ)

〒900-0021 沖縄県那覇市泉崎1丁目12番15号Unufaビル3F

FAX.098-943-4356 MAIL.t-lease@terumasalease.jp 宅地建物取引業沖縄県知事(1)第5292号

※物件によっては、買取できない場合がございます。詳細についてはお問い合わせください。

スマホで  
ご相談はコチラ





～北中城の葬儀屋さん～

# しまぶく葬祭

霊柩運送事業・葬祭業・供物販売（重箱・供花）

火葬式 家族葬 一般葬 福祉葬 社葬 お別れ会

お客様のご希望の葬儀・追悼プランをご提案します

全ての宗旨・宗派に対応いたします

仏式 神式 教会式 友人葬 無宗教 その他

ご希望の会場を手配できます

自宅 寺院 公営斎場 民営ホール 公民館 集会所

自宅祭壇 一例



七七忌法要・年忌法要



# ☎ 098-931-9262



〒901-2301 沖縄県北中城村字島袋 602-2 (1階)

しまぶく葬祭 検索

チェックリスト

各種手続き

役場外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

## いい相続

3つの質問に答えるだけで、  
あなたに必要な相続手続きがわかります！

診断結果と合わせて便利な相続手続きチェックリストを無料で進呈中 >>>



# 相続手続き 無料1分診断

簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます。  
診断後は、相続に強い専門家との無料面談もご案内可能です。

簡単な3つの質問でわかる！

- 法定相続人の人数はわかりますか？
  - 該当する相続財産をお選びください  相続税の申告は必要ですか？
- ※質問の答えが不明な場合、不明・わからないを選択すれば手続きが確認できます。

相続手続き  
無料1分診断は  
こちらから！



いい相続 1分診断

▼ 診断後、専門相談員による無料相談も可能です！お気軽にお問い合わせください

通話料無料

# ☎ 0120-992-467

受付時間 平日9時-20時 / 土日祝9時-18時

運営元:株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階

# 終活 住み替え 実家の査定

お悩み事  
一緒に解決策を  
見つけます。



不動産終活士

こんなお悩みはございませんか？

- 何をどうしていいかわからない
- 何が正しいのかわからない
- 相続のための査定



などなど

※ご来店時にお決めになる事はございませんので安心です。

地域に根差して**17年**！！

査定は地元の不動産へお任せを！丁寧に対応いたします。  
お悩み事を解決するまで、寄り添います。  
※秘密厳守いたします、お気軽にご相談ください。

お気軽にお問い合わせください。

## 不動産の大地

### ☎098-935-1255

営業時間 9:00～18:00

※18:00以降対応しております。ご連絡をお願いいたします。

北中城村渡口 502 番地 沖縄県知事(4)4024号

FAX : 098-935-1256



# \\ こんなお悩みありませんか？ //

戒名だけ  
つけて欲しい

檀家にはいっていないが  
ちゃんとしたお坊さん  
にお経をあげて欲しい

近くに  
お寺がない

法事をすべき立場になったが  
どうしていいかわからない

葬儀や法要の際のお布施  
お車代などのお金のことが不安

## 寺院のお坊さん 僧侶を紹介、 派遣いたします！

主要八種宗派対応

# いのお坊さん

法事・法要の  
お手配総額

# 4.5万円~ 決まった金額だから安心！

# ☎ 0120-948-833

受付時間 9:00 - 17:00 相談無料 お気軽にお電話ください

<https://lp.e-sogi.com/tehai/>

いのお坊さん



二次元バーコードからアクセス



運営：株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階  
「いのお坊さん」の運営は、1984年創業の出版社である株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)が  
行っています。



チェックリスト

各種手続き

役場外の主な手続き

相続について

広告掲載事業者

発行 北中城村役場

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年 2026年5月

